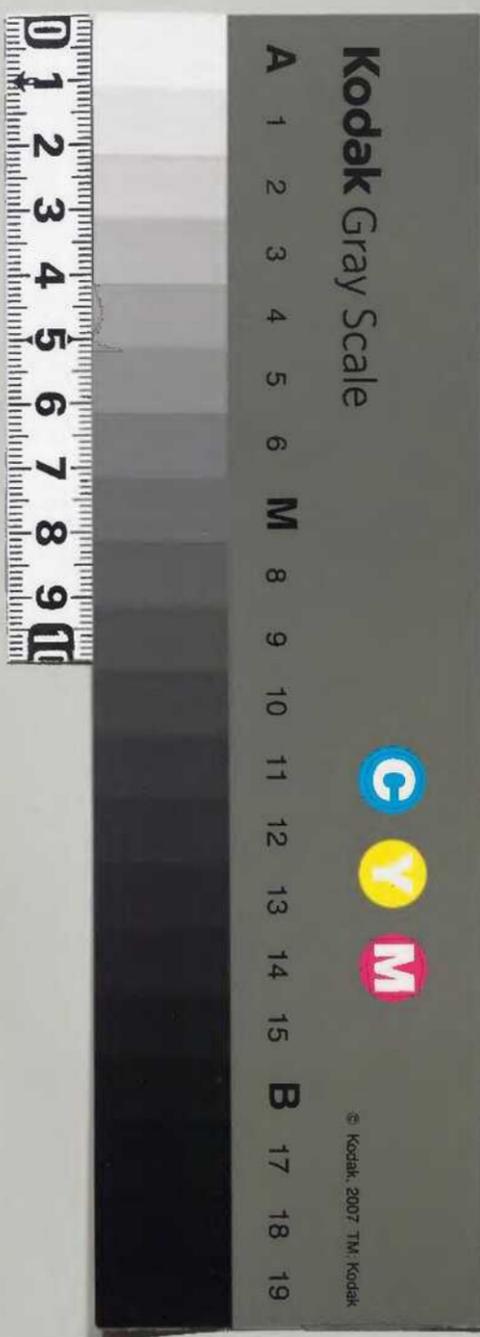
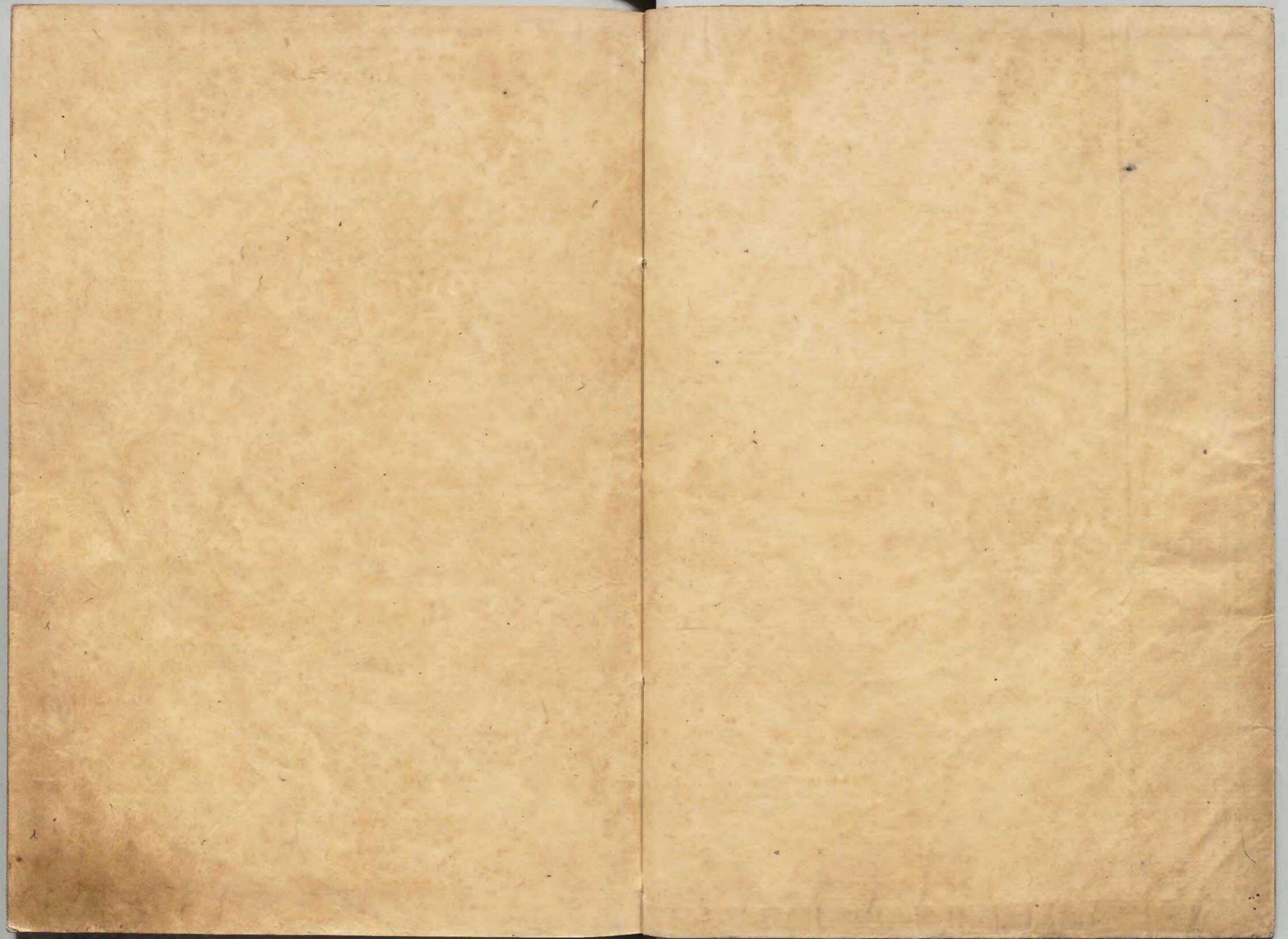


寛永諸家譜

清和源氏甲九冊之内  
義家流之内新田流

|      |     |       |    |
|------|-----|-------|----|
| 内閣文庫 |     |       |    |
| 番號   | 和   | 20199 |    |
| 冊數   | 186 | (     | 5) |
| 函號   | 特   | 76    | 1  |





寛永諸家系圖傳

清和源氏

甲一

義家流

新田嫡流得河松平家

神武天皇五十六代

清和天皇

御諱惟仁

文德天皇弟四皇子

沙母ハ深殿の后者原明子攝政太政大臣良

房の女

淺草文庫

赤祥三年三月廿五日小一条天皇御  
誕生

同年十一月廿五日皇太子御誕生

天安二年八月二十七日九歳御誕生

同年十一月七日大極殿御誕生

貞觀元年十月廿一日御誕生

十七日大嘗會をこなたり悠紀の河國

自基の美作國是一代一度の大紀なり

同六年正月朔日御誕生十五歳御加

冠ハ外祖良房云

同十八年十一月廿九日御誕生

貞明親王御誕生

太上天皇御誕生

元慶三年五月八日御誕生

法の御誕生

同四年十二月四日圓覺寺御誕生

年三十一同七日粟田山白川の陵

御誕生水尾山陵より水尾帝と

号しそ此御謚号を徳和天皇と申す  
御治世十八年此御ひの事之代實録  
詳なり

陽成天皇

諱貞明 在位八年

貞固親王

之承 太宰帥 彈正尹

貞元親王

四品

貞平親王

之承 神祇伯

貞保親王

二承 式部卿

貞純親王

母ハ神祇伯棟貞女

四承 上総常陸の太守 中務卿

兵部卿 桃園親王と号す



經基王

母右大臣源能有公のむすめ

年二十九より馬小達一武略又長寸

清和帝六代皇子の子よりふりて六孫王と

名づく

左衛門佐 式部丞 内苑頭 下野介

上総介 筑前 信濃 美濃 他馬 伊豫

武藏等代守護 正四位上 鎮守府將軍

太宰大貳

朱雀院沖亨天長三年平将門係叛の

時經基東國よりいそぎそけしを治進

寸御門沙感阿りてすかち将門追討の節

度使を下りりとき經基を以て副將軍

とす

同年敦原純友伊豫國少く孫五とと聞

らゆハ勅して經基と小野好古とを追討

仗して下向一軍切阿り

村上天皇御宇天徳五年六月十二日初

源朝臣の姓を給ふ

同平十一月十日逝去

河内八尾西八條の地に入居化して八尾の

地とす

経生

五位上

越後守

満仲

母ハ橋姫古女 或ハいさく武蔵守藤原教有

いよめ

武略ヲ達寸 歌人

春宮帯刀 兵庫允 左馬将頭 治部大輔

表宮亮 正四位下 昇殿 鎮守府右軍

武蔵橋本 越前 美濃 信濃 陸奥等の守

村と冷泉園融花山一條教代の朝廷に仕へ

て國家のまもりとなり

冷泉院御宇安和二年三月廿五日 大内

源高明罷河川くた遷せしむる太宰権帥

となり此日満仲なりびよ前武茂介友原

善時ひそふ養して中務が備源繁延等

係初と申せしむる郷以下衆回一門を

ひめ出入をいしめ検出遣使と命して繁延

なりびよ沙門運茂等を捕て是をせめとふ

友人なりしむる罷しむるす此時満仲の弟

海季検出遣使とらむにおむる前相模介

友原千晴が男久頼と隨兵とを捕て禁獄

寸繁延千晴ハムれ高明の流黨なり十晴ハ儀者太

是ふして禁中騒動とらむる天慶ハ大亂

よふとなす

同年四月一日繁延を去依國一流一二月千

晴を隠岐國一流一運茂を依後國一ありす

之日五畿七道の法國よ勅して係初人の

黨類を追討せしめ大に満仲此切を感して

勸賞あり

満仲栲別多回部又栲部一初て多回院を

建立寸より川て多田と号す

花山院御宇寛和二年八月十五日刺發

法和満多田新發意と号す

一條院御宇長徳之年卒寸年八十八

贈延之位

海政

左衛門尉 治部少輔 延四位下

任縁武蔵 陸奥守 鎮守府右軍

海季

武蔵守 延四位上

海實

從五位上 陸奥介

滿快

延五位上 下野守

子孫別巻 且々々々々

海生

上総掾

滿重

満頼

出羽介

従五位上

従五位下

下野守

實ハ海季ノ男 師基王氣を屋一なる

頼光

母ハ源後朝臣じとめ

橋津守

子孫別巻ニ思々々

頼親

大和守

左衛門尉

正五位下

子孫別巻ニ思々々

頼信

母ハ大納言友原元方じとめ

或ハ隆興守友

原致忠女

左衛門少尉

兵部丞

従四位上

冷泉院判官代

皇后宮亮

左馬掾頭

民部丞

治部少輔

上総介

伊豫守

河内守

内膳殿





とらきせすふら一人の命後を船のせ頼  
信をいへく降糸の如をくく頼信を  
依て忠常とて又降糸すらとさハ是をせ  
のくしなうとつ兵をいへくつ屋を  
忠常を名具し一海京す修次兵法四山縣  
ふて忠常病死し一をせハそれ首を切て京  
都よけいふ  
後冷泉院御宇康平二年九月朔日卒す  
年六十河内國通法寺よりうら一説いふ

頼平

く永兼之年卒す

頼範

武蔵守

従五位下

頼明

左衛門尉

右近将監

秋田城介

頼貞

従五位下

山城守

出羽介

常刀先生

孝道

大和守

従五位上

頼平以下の五人頼光を尊ぶ

源賢

法眼

八尾の伯侶

惠心僧都の弟子

頼義

母ハ修理命婦

左衛門少尉

兵庫允

左近将監

小一條院判官代

従四位下

左馬助

民部少輔

鎮守府右軍

昇殿

歌人

伊豫河内伊豆甲斐相模武尾下野陸奥

等々守護

後冷泉院御宇安信貞任同致任奥州

河川と謀反と水闘はれよ永氣六子頼義

勅をうけたまはら陸奥守より鎮守府將

軍と成る子息八幡太郎義家と同日

發向す開東八ヶ國に軍勢相志さるる

一百竹騎 孫文十郎武綱先陣 くら牧方  
合戦ととい一とを勝負いさこ史せん頼義  
とのせが船神八幡大菩薩より祈塔せむ  
とて又鎮守府を發して出羽の秋田の城  
いふとき雪より風もげ頼義真白の鶴  
をとりて哥をよめる

都は花の名をよめをよめる

ふよ下まぬけふ白雪

此時源頼義其鶴師となりて奥列下

向寸義家奈古雲の國を越て方々敵とお  
我れ花のちりを見てよめる

吹風をよめその國とおひとを

たもせよちり山さくらうれ

天喜五年十一月負任を留令為所か河堰  
此館またてあひる頼義千二百竹騎を引おて  
是をせい負任あつとまひる竹端を引おて  
俄よおく頼義をこじおし風雪をけし  
らして頼義の兵おひくあふ死し分教す

頼義義家修理少進源宗道清原貞廣  
藤原範季大宅光任源則明等僅七騎  
一不<sup>レ</sup><sup>レ</sup><sup>レ</sup>一<sup>レ</sup><sup>レ</sup>一<sup>レ</sup><sup>レ</sup>七<sup>レ</sup>騎ハ頼義義家腰懸  
季方後友内範明大之次光房豊鶴平檢  
校垣家須友助道ナリ歎<sup>レ</sup>の射<sup>レ</sup>矢<sup>レ</sup>由<sup>レ</sup>此<sup>レ</sup>方  
め<sup>レ</sup>頼義いのちを<sup>レ</sup>や<sup>レ</sup>ます<sup>レ</sup>纒<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>して<sup>レ</sup>旗<sup>レ</sup>に  
け<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>一<sup>レ</sup>つ<sup>レ</sup>げ<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>志<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>た<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>義家  
等<sup>レ</sup>六<sup>レ</sup>騎<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>い<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>み<sup>レ</sup>働<sup>レ</sup>く<sup>レ</sup>義家大<sup>レ</sup>弓<sup>レ</sup>大<sup>レ</sup>矢<sup>レ</sup>何  
だ<sup>レ</sup>矢<sup>レ</sup>一<sup>レ</sup>筋<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>な<sup>レ</sup>げ<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>何<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>た<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>

し<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>なり<sup>レ</sup>貞任<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>か<sup>レ</sup>く<sup>レ</sup>お<sup>レ</sup>ど<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>感<sup>レ</sup>じて  
人間<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>い<sup>レ</sup>ざ<sup>レ</sup>め<sup>レ</sup>何<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>鬼神<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>作<sup>レ</sup>なり<sup>レ</sup>八<sup>レ</sup>幡<sup>レ</sup>太  
島<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>名<sup>レ</sup>に<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>げ<sup>レ</sup>め<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>  
此<sup>レ</sup>時<sup>レ</sup>光<sup>レ</sup>任<sup>レ</sup>が<sup>レ</sup>馬<sup>レ</sup>歎<sup>レ</sup>兵<sup>レ</sup>れ<sup>レ</sup>た<sup>レ</sup>め<sup>レ</sup>い<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>ま<sup>レ</sup>  
となり<sup>レ</sup>頼<sup>レ</sup>義<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>か<sup>レ</sup>く<sup>レ</sup>家<sup>レ</sup>馬<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>さ<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>ま<sup>レ</sup>  
し<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>光<sup>レ</sup>任<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>み<sup>レ</sup>礼<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>な<sup>レ</sup>して<sup>レ</sup>それ<sup>レ</sup>馬<sup>レ</sup>の  
ち<sup>レ</sup>ら<sup>レ</sup>び<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>踏<sup>レ</sup>で<sup>レ</sup>頼<sup>レ</sup>義<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>背<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>あ<sup>レ</sup>ま<sup>レ</sup>せ<sup>レ</sup>く<sup>レ</sup>察<sup>レ</sup>て  
矢<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>放<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>自<sup>レ</sup>任<sup>レ</sup>二<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>れ<sup>レ</sup>働<sup>レ</sup>き<sup>レ</sup>ほ<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>  
小<sup>レ</sup>使<sup>レ</sup>が<sup>レ</sup>四<sup>レ</sup>臂<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>鬼<sup>レ</sup>神<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>光<sup>レ</sup>任<sup>レ</sup>が<sup>レ</sup>子<sup>レ</sup>光

房敵とうち馬をうけく光仁は義家  
馬廐をわらうられむもなるとなつてなを  
たふ範明又敵を討く馬を取く義家  
とのせむ敵を合戦して七騎を以て大  
敵を登り責任が兵おり死すともあは  
れ二百竹崎ありしに義家をこじ義  
あやうくありし義家光仁等五六騎お  
つさきやんでう川抱へし責任果して敗れし此  
時佐伯経範とよのち義家をうけく義

のちう本をうけ分敵の兵よとひられし  
義家義をうけし責任をかこまれたまへ  
てあやうく義家をうけし経範を  
なげて我君よけりしとてよ二十年  
あまむらいつく何の道ゆらんやとつくをの  
せり節等三人とききに敵陣よけ入敵を  
ま討捕てけおし討死す又友原義家と  
よのちち義家をうけし経範とよのち  
そつじくちをうけし経範とよのち

く急て敵陣よほぎれ入たちまら頼義よつて  
彼をなぐ一をよらふ頼義をいんを感す  
頼義あよおおく出羽四山水の伯人信原氏  
則とまひさかす

康平五年七月武則之子竹濤を引具一  
てささちまごふ一候いさ  
二百騎頼義對面一朝廷  
の大事此時より汝我のをぬきんで一恩賞  
を申おこらるべし武則申分りの暗殺害  
申ふんされ我はるる大利を得るべき

則七甲の秘計をさづく頼義をよきさ  
日九月十七日頼義をんで子福合は厨河  
堰の館を攻おと一おり一凶徒と謀と貞仁致  
仁よげく夜川の館よ入頼義をんでせじ  
ちよきと館館堅固よあせまりの頼義武則  
よのちよいさはが力をらて敵よ勝とよ  
此城おとすて急よおちごて一我永承六年  
勅をうけたまはらてしつとてよ救を  
るらすみやよ身をとるんご一戦一雄旗を

史せんなる守明日を以て討せんといふ武則  
あふく智謀武略を以て敵を亡しむる漢  
家本朝其例おけし敵をりるかすれは建ハ  
く強弱をりらおりわけの事ハのり守朝  
敵をり守滅亡と危し賢急をやすんぞは  
し馬をどり我のりをいおころなまへ  
すじし敵来て君をりこし今君をせせめ  
こし時の運命をりこし明年し又は  
しみりし明日を以て討とせん事謀め

一百千回小つらむら今東とみやう攻落さる  
し敵の敵相刻のこしつらむらと議室し  
けし義武則と東とみ兵を出して城を  
せし城の市は夜川あり川のせりてらるし  
て水より岸高しその水を湛て置れば  
さかむら岸と櫓と高下おきり遠くたてこ  
りるの精兵強弓多し義武則大に川端  
ふじし武則ハ櫓を切下りて川端  
まじし頼義赤地の錦乃由夜小具足徳後の

じうぢきし黒糸威の鏡匠て太刀二振らふ重  
友のらと持石赤の徳矢を射しと矢口筋と  
母衣をひくくろき馬よれまら義家て後  
を又らうらうらおきさぶりの一石大義下  
知していらく合戦の勝負今日より我軍神  
を降すとつらく祭文を備へ高き勢を向ふ  
事之方見聞の人々軍神の出現とら  
り則諸勢をまげまて向ふとひすむ或  
ハ指をなすて椀とあひハ響をなすて世

くくくろ堀深く樽高して城申し矢をえり  
事取れあつとぶと一義家のらとらん一纒  
を解て旗ぬけけ石れもみ松明を取て馬を河  
中み入らうら朝廷を降しなら心中に石信  
水を念じて大音勢を向け家ハつ連天れつひ  
なら朝敵を降しりる私に向ふ守松明ハ太神  
の火ならとて則城申より入らうら見  
城の樽のえ何ら義大のらとめ此兵をさ  
しまひていかにのつと城を攻めす貞伯

馬を駛てわけ公義家を遊とてみらつ  
つせに義家吟していそく

後つらばかあらびみら

貞任くらみを全すめ馬をうらして

こゝをうらふのぬいれらるゝとぬ

とあふられし義家を感て汝朝歌なら

るよゆりすべしすれを今おとれをう

げせハ矢一とらゆりすし貞任感後をう

す義家をいげらる矢をう川せ貞任よ

きつてげろ太刀をちらとてぬして官軍すみ

さつて貞任とて討死す貞任が重任

貞任が子千世童子 四十一 二系 みれ戦死とて竹の難

兵うさるもの教をうす貞任が致但家任

則任等九人十竹目をうらう路系すを捕て

京都小をうらうす

奥別合戦のゆひに新義に末子新後日に出

てたふの教人此歌を討らぬ及川をうら

源流矢ぬらうて死す新義をうらみ

おし事甚し天子さうして勅書を奥  
別へ下したまひくさういさまふん此陣敷  
年此頃し頼義歌の首をさうりしり一万五千  
人その所取を敢く一の堂におさめ佛園を  
立て早稲寺と号す 鎌倉右大臣實朝の  
時益工且命じて奥州十二年合戦の事  
を繕うさ朝廷に名長とてその辭をけり  
しめて是をりて阿ふ

康平六年八月頼義相模國鎌倉伊比呂

鶴岡石清水の社を勧修して宮を立て

是を阿ふは貞任征伐の時新修阿ふ

へなり 永保元年二月義家を修理司頼朝の阿ふり  
て此宮を小塚の郷り 移して東國の法守とす

頼義又館を鎌倉よりさうりて志づりて

信寸 そのころ義朝鎌倉を治りて信寸は  
二所す頼朝の阿ふりて柳屋の病ありて此

開東の部會して四海を管ん

治暦元年頼義伊豫國の重任を申て養女

を朝廷へさうり具旨趣小いしく文勳切は依て

身貴をかりさうりて本朝異國先蹤おかり

つらひいなるし奴らもせく高位にけり  
或は歩卒より起る大将となり頼義いなり  
くも四倍に末孫してなむ忠臣をいすあ  
又奥州の夷峰起り那縣を押倒してと  
つて人氏を驅てせ捕り守數十年にあり  
六ヶ郡に四回務りまご守君意を忘るる  
がごとく近年に暴悪おとよき一ふれり  
後て去永兼六年頼義を以てを征伐せし  
つんぐりあみ陸奥守に任せしむ天長元年鎮

守府將軍の号をたまひ頼義風風の勅書  
を合て虎狼の行家より甲冑をきて千  
里の道よりおしき矢石を侵して万死のいのち  
を忘るる係を帷帳の中よりつら勝手を色  
塞の外より進寸山徒に大将安倍貞任同重任  
をいびぬ教位有原経清等みよせめをかりし  
戮せしめてつらひいその首を京都に傳へ  
あつひいその切耳を後頭より寸と致堂安  
信致任等よ人をもつぬく降未寸夷狄

此地をてぬ土地となり 叛逆の輩皆王氏と  
なせり 此勤の依て去康平六年伊豫守  
は任じり 君恩のたけなす事を仰慕  
せり いたせり 頼義と年俸餘黨をたゞ見  
たぬ 奥州に逗留し 去年二月上洛す 且  
そと豫州の事いじり 居る事 後軍中  
て忠切なり 其の十餘人 恩賞せり 人  
言ととといどもいまだ 勅裁の事あり 且  
綸言を結ぐ 任國の事いじり 且い  
いんや

去年九月任符を下りて 下向延引と志  
つて 四年の任あり 且いなり 且いなり  
豫州の官物おとす 事あり 且いなり 且いなり  
公儀の運上ハ私物をいじり 且いなり 且いなり  
豫州乃雜掌なり 且いなり 且いなり 且いなり  
五穀の守民又飢ふ 且いなり 且いなり 且いなり  
事を勤む 且いなり 且いなり 且いなり 且いなり  
古今をたゞし 且いなり 且いなり 且いなり 且いなり  
をわ何と 且いなり 且いなり 且いなり 且いなり 且いなり  
班超が

西域をたしつらるとまじりてやうく千戸の侯  
封せしむ今頼義が東夷を伐す重任の  
たまものなりとて一十三年を送て  
その功をあらうし是ハ十二年を居て之を  
とがとす至建元四年とて優劣ありきを  
あらんせんと何ぞの事ぞみりたりや  
らくハ天恩を交く東夷征伐の功を以て  
別重任の宣旨を下り給ふ  
頼義伴豫の國司たりし時西國のまじり

野親經久々名をうらうとて頼義  
の威よをせしめくその庶子親徳を  
養子とて河野の家を以ては是を  
と号す  
頼義が性四垂めておらるをめぐり諸  
侯授けらる事ゆゑなりとて河野の  
慈愛寛柔ありし時ハ威儀嚴重のゆゑ  
人皆敬服す奥州合戦の時江州  
とて其陣中より矢石の甲冑を

恙しそれもそりし目をおどろく守頼義を  
かろく母用のつわくなり事さうし日並  
かろくいよく汝が鑑不名れさうし何ら  
いそぎを敵陣に賣て一日並に詞  
ろくふ明日又別の禮を乞す此禮は花  
藤なり頼義いよく汝がよりいよく賣とわ  
目置言てこれハ昨日の禮より守と頼義  
守て是し又不名れ物なり日並に賣とや  
我禮滅この相あり何れ守大将我おどろを

ふくむゆまの師なること次の日あり  
禮を乞して頼義は賜へこれハ此鑑月あり  
汝よく相意せらといり  
白河院御宇永保二年十一月二日卒  
八十八 河内四通法寺よるうあり

頼清

肥後守 陸奥守 従四位下  
村よと号す 子孫別巻あり

頼季

井上之郎

乙葉之郎

掃部助

子孫別巻あり

頼任

河内冠者

義政

常盤五郎

義家

源太 八幡太郎

母ハ上野介平直方女

初頼義多ハ八幡太神の示現あらとんて

義家ハうじ是ハ依てひくたなり何ハ不徳水

ハ室前ハ海うて元服ハ八幡太郎と号す

弓馬ハ達者虎賁ハ極将威勇武畧

河川ハ兵を利かす神明のおと

左衛門尉

左馬允

治部少輔

兵部大輔

左馬督次

左近右衛門

下野相摸

武蔵陸奥

伊豫河内信濃等地方 鎮守府將軍

正四位下 昇殿

義家二歳の時下を連れて春日の義家  
たぬ禮をけり源太がせむと名づけ義  
家を鑑め神のよめとの後朱雀院殿の  
川くその骨相をわやみたまふ事なる  
及てその勢大に其力人ぬすられ強ら  
ひき大矢をまな川常下た折の烏帽子を  
さり事よこのじ

永承六年頼義勅をうけたまはるるに  
致任を征伐せり時義家を又とるに  
くゆき奥州より十餘年を同戦ひを  
おろく大に勝利をぬころ事ハ頼義の禮に  
中み伴なり

責任滅亡の時義家を黨類十人を捕  
まへて一皮をぬきけり  
今日くさるおとすゆにまろの太刀をぬき  
て鬚切とよ

康平の初義家貞任と出羽國の義時  
大相方光遠を使者と越後國伊夜治古  
の神社より是をいりて貞任  
伏誅とらぬ及て義家養子とて神社を  
造営し封戸若干を寄進して祭祀の式  
をすべし

頼義義家父子相續く陸奥守兼法守府  
將軍を職をもちおこなふその法原武  
則軍切つと依て法守府の号を武則

又と奪し出羽國の代官とす武則子二人あ  
り兄を將軍之弟武衛とす次を白帝家衛と  
す武則死して後武衛家衛相續す又友  
原清衡とす若しは依後太清能直理信  
守経信が子なり神清ハ貞任の同族也  
頼義の女を嫁せしむ清衡その継父是川  
太郎武貞が遺言を以て家衛と清衡  
此事あり一説に家衛ハ清衡が  
孫なりはあり是も武衛家衛  
保親一國郡を押領す義家東國に兵を

あはれを追討す時、白河院、布宇、永保  
二年なり

義家とて又出羽、國、家衛、拒て、進す  
武衛、是を、兵を、引く、奥州、も、出羽  
國、より、家衛、より、あはれ、い、と、下、獨、り  
小して、義家に、敵討し、國、入、り、討、た、と、し  
一日、と、し、と、その、勇、を、あ、ら、の、あ、は、れ、を、  
是、又、武、衛、の、面、目、なら、義、家、の、武、勇、さ、ん、な、る  
事、古、今、よ、れ、の、源、平、家、の、さ、ぶ、り、と、下

ふ、つ、り、あ、ら、い、と、下、の、あ、は、れ、の、あ、は、れ、  
我、も、又、心、を、回、り、して、死、生、を、あ、は、れ、  
と、家、衛、大、あ、ら、い、と、相、あ、ら、い、軍、兵、と、同  
し、と、あ、ら、い、武、衛、申、ら、い、合、兵、の、柵、を、  
要、害、と、し、と、下、の、あ、ら、い、と、家、衛、と、あ、ら、い、  
は、の、柵、を、あ、ら、い、合、兵、と、し、と、  
義、家、の、中、兵、衛、射、義、光、部、と、あ、ら、い、と、回、裏、を  
殺、害、固、り、と、奥、州、陣、の、事、を、あ、ら、い、と、あ、ら、い、  
あ、ら、い、義、家、と、あ、ら、い、と、奏、し、と、あ、ら、い、と、上、り、

将ろしたまし寸義光とむしち共東尉を辞退  
しはるぶらなをといく敵とぬけをき夜中  
小京をいで奥羽におりし  
一説に経家を大進の  
橋にぬすむつとそら  
義家大ぬしちこい感涙をうぐて今日下  
下志正る子先考伴隠忠の再まらるるこ  
や一是下今我副将軍となすハ武衛家衛  
がかりをらぬん事我掌の他はあらといつ  
てむらち軍勢を引て合はぬじつ何く  
合戦寸塚中おり矢をもちつ富子の兵衛

をかう少のりもなす相模四伯人鎌倉指五  
節義政ハ累代のふちり少年十六義  
家とまらひ先けて城をせじ敵のり矢  
義政がらぬ眼みりち喜のらつけの板み  
らりその矢をぬすてはわお歌を討ころと  
一回の伯人之浦太郎為次いとききさち獲  
とんきなう義政が面をあまてそめ  
矢をぬんとす義政あて下にあらとんを  
口をぬいしきおんす為次おらひく其

故をふ京政いづくいづく勇士の矢をひらて  
死にたりいよれつひのゆなち何ぞはむはむはむ  
面をふまんやはむとをよ死にん為次おそきて  
そのまが膝をひめ京政の面をおとくそそ  
の矢をぬく人みるそれ勇氣を感す  
義家の兵をさうし城をせじとくも屏高く  
岸けりくくしてれがらかて遠きりれを  
矢ぬりて道さのれの本名よりて伴治郎  
助兼といふれあら常ぬ先づ寸義家を標

して薄合といふ鎧をひらて城の岸らく  
せめし敵矢石をえらち大らさう助兼がう  
とちら分をたえしそれ鎧なるびは皆大らぬ  
うち換せしむく助兼らうよまぬらうとくも  
薄合れおぶとをうしなれく是をちし義家  
此とさ武衛家衛同心よりゆを圍て先回  
務をとめくり川より軍旅をいとない九月  
義家叔可騎をひらか令民をせい大とち更  
光任年八十めて供をさうらめりて寸回



今頃の柵をせりしりして毎日寸つれを歌  
なをふせし海らうなもも氣をよげまて甲し  
れ疔をよごせ毎日それ剛臆をうる剛の若  
ハ甲のゆつと臆病の若ハしのたよけく  
そのくいとみ銭とりともしの所はけくもの  
多し腰膝に季方毎夜甲れ疔につく季方  
ハ新羅之節義光が節長なり

名彦秀武もろあまと何らよのち義家も申  
けるん城堅して味方はれちたはひかせめ

寸とち首らうらうらと志ざらうと合戦をなす  
とこまの城中糧つとと敵うらう寸没落せ  
じ義家げみもなりとてえんで約義家れ兵  
も二方みそなく義光れ兵も一方もそなく  
重宗ハ一方もそらへて目寸を送る武術が  
兵も飛次並次といふまのち奥別ふて名を  
ゆるり剣術の上もなり武術が使え来て義  
家一申らうハ合戦をなめくむらうと目を送  
せハ城も流絶し侍ら飛次を御陣一進了

一それ相もさるびてわらうらめたも人  
ふ義家とさる次任が舍人鬼武といふもの  
さるらび相もさる鬼次鬼武相じう川く  
うち敵味方をはたかす時ちらうら  
て鬼次義もけく鬼武がためあはるら  
寄り大いさるらびわらうら敵をびたし  
中兵出く鬼次がわらうらむいさるとす  
けいしくあらものわらうら寄り防ぎ戦く  
是を破てつすこの歌をうら

家衛が乳丈千任櫓のうらわらうら  
いかりの將軍義家海が父頼義初め責任致  
任をうらうらす是は依て法守府の  
簿を我れ法將軍 武則 ころつけくか勢を  
おひその命か依て責任等とらうら  
その身述いつすはわらうらあんなやまら  
はは是相傳の家人なら何ぞうら  
不義をおこなふや天罰のうら  
なつこふんで返答せんす義家を制

一諸將よりあきてり千任を生捕の河に  
家いささちちをとんとにゆりたふ

城中兵糧つゝてありの取の男女をほく

か武備うせむく義光をたんで降参を

あふ義光を申といども義家ゆりてす

武備かさひく慰勸れ詞を義光に通じて

申さく衣ぬぐもく家館よこされ我をこひ

ちくいでくつたたとひ將軍いらたふ

ともいそつ死罪をゆるされたりや義光ゆん

と寸義家園ていよくむうら大將軍副將

軍うらむれたひ敵もひげはそそれ陣

ひ事あすりつづいてこあられハ胸を

くまさるうら一義光をこふ武勳又申さく

君さうとつとんハ健一人をたす義光

さのせが島等季方をさうはつ寸季方ら

まぬきまに致れ務を急しちりをして行

敵城戸をひらき季方一人をさう路を固ら

ひけらなら劔戟をさうとさひりねび

季方肩をそむくそめをそむく入て武衛  
より武衛よりえでるんとす家衛はこれ  
てたす武衛申るは使者よりやうに兵衛  
義光一申て我をたきげむおろし令銀をりて  
季方いりて城中の取れ成室今日より  
とよもは等よりちころ守時皆家物なりと  
て是をうけず武衛大矢をり出て是は誰  
の夫ぞや何ともしれみたる死すといふ季方  
是はをの進が夫なりといふ何と何と季方武

衛は諸ていりり我を人質とせば只今且下  
れまなり城門を出ん何と雑兵をいり我を  
ころんとせはより守武衛いりてちハ何と  
どもやとゆりていり我たの兵衛敵一申せ季  
方太刀のつをふら顔色おあぐりて軍兵  
の申を通る事ころり人なりさうおとつぬ  
ふ出く本陣よりゆり家手皆大に是を感す

一説に義家季方を使者として城に入る武  
衛家衛よりいりて降来せば殺免



御許容なくハ降糸すくすすとひれ  
じ季方それ座を蹴ちうしてゆり来ち  
て申す義家乞を固てあさうませめく  
乞をたつぐんといふき

秋すり冬もせてせめこのハ雪を寒氣と  
みんでいこう去年大雪今も一五日けう  
ちみ大雪あつて雪小何ちあぐ死なん  
とて鑑なるび小馬とうり妻子れ糧とす  
そこの外とてこのごうなまは城仲

はいよく食よ長一門戸をむよ小童奴婢を  
えちちつ子義家れ陣よとらふこの多  
一秀武申やうハ此ごうものよとくみか  
かうへとらぬ色一義家それなと秀武  
こたごうハ敵それあさうしをかんくハ  
出来く城中人衆かれを糧とやくはく後  
落せん事迫一それ上雪ちう食よ  
何をいこうく一城をむらんやと一義家此  
そらめとあるる一とてみよとらうそよ

後て城門くくともく出りそのなげき兵糧  
いふくはく

友原資通ハ義家暇遊ハ者ナラ生年十二  
少て陣中ハつ〜日夜たをさしらす  
兼平ガハ義家を呼おしてさしらす  
いふ武衛家別今夜よげ出る〜天を〜  
て家もあ〜海火をかり屋に放て人  
よ〜敵を遊用〜  
資通うけたまうつて諸軍よはく法軍や

〜みおりの〜と〜それト知〜さび假屋と続  
て〜城申食物なげきハ曉〜及て  
果〜武衛家別城をい〜の〜人〜義  
家をい〜神〜時〜了〜と〜  
雷い〜少〜守〜是義家天のた〜け〜  
なり〜一〜町〜寛治五年十一月十四日ハ兼平  
あ〜お〜わ〜朽〜城申屋宅突と〜人〜  
さ〜げ〜び〜ふ〜勢〜甚〜一〜糧〜よ〜ま〜し〜て〜よ〜げ〜出〜る  
よ〜の〜お〜り〜〜家〜の〜れ〜兵〜の〜た〜め〜〜あ〜ら〜る〜義家

兵を放てせめ入られ敵まぬりしものよしなら  
武衛地中へ飛入りて北面を草たらしむからす  
寄も是をけん付く是をせ捕又千住とし生  
捕家衛を花村子といふ六郡中一は馬  
兼ておんとまげふが此馬をせみ款より  
らしむる事をおひきとつひくみら  
り村こらし其形を何しとあや川このま  
してのうせしり義家武衛を呼て是とな  
ちりていし軍陣は道村のいしひよると

人の力さうり常の法なり昔武則官符よき  
くみ我父のまひよきとて官軍ふくし  
まふに先日汝が節等千住らりかろし  
符らりといふ汝は是の汝相傳とるし  
やうと出て我は見えしめは正史の男と  
か下けりしを鎮守府の号何しゆい我父  
執養は信くならし汝はなり何しゆ今却  
て孫頼の張本人といふは何をいふ汝  
とけんやろりとては汝ははるにたけし重

恩の自ならんは何ぞやとて申せと何れ  
ん武衛のうぶとされ平伏して一言しりさす  
涙を流してねごとく一日の命をたぎけ給へ  
とつゆは備仗大宅光房義家の師をけ  
て武衛とさると守かこつて義光におち  
たりと武衛をちりたて兵衛の家をたぎけ  
よといふ義光何とせらして降人を殺すを  
とすし申されらば義家仇をたぎしとい  
く敵味方相いどむ時務まきさつを初て

戰場と出くみけし軍門より身を罷とる者  
と降人とす安倍致任たがひおぼとさし是  
なら武衛はさやうめた何と守我兵よ生捕  
死助のぞんで身命をゆむ何ぞ降人と  
いんや汝此法をきくざりははさしといつ  
つぬと武衛をさるそめちち千代をたぎけ  
目櫓の上の雑言今とせとすや千代所  
ていせあす義家いさそめちち源直といふ  
よ何れとさるそめちち義家いさそ

虎口ゆたちうつるる寸母をまのなり  
さきとふ時よ人さるるるるるるるるるる  
是を好く千代菌をんでおらう寸母よ令  
箸をひて菌をつらららららららららら  
又千代を木の上よきらららららららら  
うけ武衛があらうを好むれ下よららら  
し千代ををめぐめてあます志づららら  
氣力つらららららららららららららら  
義家徳人よ浩といらら我今日此あ年れ等

憤をひらきいま家衛があらうをらららら  
恨なちとらら城申よ入取を焼拂ふ  
中城外入馬教乱寸をあらう  
縣小次郎次任ハ奥別れ勇士なら城兵お  
げららら本を初くそのけらららららら  
てまら次任ごららららららららららら  
のららをららららららららららららら  
付て是をららららららららららららら  
大よらららららららららららららららら

取て次任よりつたすむびは鞍馬一丈をた  
ま次任高勢の家郷が首をのりさされ  
よと義家固てなみ人ぞとふ時次任が郎  
匠太刀のきらさぬ家郷がわづをゆつ  
ぬきさハ縣敵のつづつ取作せしむ事  
あくゆらつとふその外武備家郷は  
物取らよ四十八人の首を象寸義家は  
を實検す  
出羽奥羽とてまたつひげ義家威名をふ

ろい清衛と奥羽よとめをさそめ海東  
白河院毎東をびえたまふ御惱河り武士  
勅して兵馬をもち御枕をさぬをさぬ  
とゆなれと義家黒漆の楯を一張をたてゆつ  
と御寝下よと御惱をて平愈しゆ  
寛治の年の末堀河院御惱河り療治祈禱  
みまろしと御余儀有と義家勅し  
て大内を毀固せし義家御をうけにまら  
甲書を悉くら糸を帯し末内一南庭よ

立まごがら殿上をぬすまご高杉一宗陸奥  
守源義家内裡を守護しきりたいていさ  
悪霊鬼神なりともいざりたらむをよさんや  
正みやよきりそくをいそつくと唱へくさる鳴  
弦寸殿上階下震動して外れ色しむら  
むらりならし沙惱たちまら平愈す

義家陸奥前司たりし時らう堀川右大臣  
頼宗れ館へまいつて畧をう川小雑色二人太  
刀を拵く相きさひ中門の邊に回作す何れ時

盗人何れ人よをりれて刀をぬす南庭にうや  
入義家をのりてやうぬく小前司義家ありし  
何れといふ盗人こそをさるざりまひりてけり  
小雑色義家れ氣色をりて盗人よつて八幡殿  
此取よおしせりしやうぬすといふ盗人こそを  
て何れくゆあさしすて刀をぬすて何れらり小  
雑色こそをさるわらふ取よ義家れ即等回す十  
人らり近色れ家より取らにふ世の人を  
即等れ色取よ何れゆきす義家れよて

不<sup>ふ</sup>過<sup>と</sup>ら<sup>ん</sup>事<sup>を</sup>い<sup>ま</sup>し<sup>り</sup>ゆ<sup>り</sup>ゆ<sup>り</sup>の<sup>お</sup>と<sup>し</sup>  
堀<sup>ほり</sup>河<sup>の</sup>院<sup>の</sup>長<sup>の</sup>治<sup>ち</sup>二<sup>に</sup>年<sup>ねん</sup>二<sup>に</sup>月<sup>げつ</sup>十<sup>じゅう</sup>五<sup>ご</sup>日<sup>にち</sup>義<sup>ぎ</sup>家<sup>か</sup>栞<sup>し</sup>列<sup>り</sup>多<sup>た</sup>  
田<sup>の</sup>院<sup>の</sup>別<sup>べつ</sup>當<sup>たう</sup>な<sup>ら</sup>び<sup>に</sup>導<sup>だう</sup>師<sup>し</sup>の<sup>ゆ</sup>と<sup>こ</sup>と<sup>を</sup>い<sup>は</sup>す<sup>べ</sup>し  
又<sup>また</sup>その<sup>あ</sup>ま<sup>り</sup>地<sup>を</sup>寄<sup>よ</sup>進<sup>しん</sup>す

堀<sup>ほり</sup>河<sup>の</sup>院<sup>の</sup>喜<sup>き</sup>兼<sup>けん</sup>元<sup>げん</sup>年<sup>ねん</sup>七<sup>しち</sup>月<sup>げつ</sup>四<sup>よ</sup>日<sup>にち</sup>冒<sup>やま</sup>病<sup>びやう</sup>後<sup>のち</sup>て<sup>は</sup>判<sup>はん</sup>發<sup>はつ</sup>  
同<sup>どう</sup>三<sup>さん</sup>年<sup>ねん</sup>卒<sup>すつ</sup>寸<sup>すん</sup>年<sup>ねん</sup>六<sup>ろく</sup>十<sup>じゅう</sup>八<sup>はち</sup>河<sup>の</sup>内<sup>の</sup>四<sup>し</sup>通<sup>たう</sup>法<sup>はふ</sup>寺<sup>じ</sup>并<sup>びやう</sup>  
葬<sup>そう</sup>す

初<sup>はつ</sup>義<sup>ぎ</sup>家<sup>か</sup>父<sup>ちち</sup>頼<sup>らん</sup>義<sup>ぎ</sup>三<sup>さん</sup>子<sup>こ</sup>東<sup>とう</sup>征<sup>せい</sup>奥<sup>おく</sup>列<sup>り</sup>敷<sup>し</sup>年<sup>ねん</sup>  
其<sup>その</sup>合<sup>あ</sup>戦<sup>せん</sup>武<sup>ぶ</sup>勇<sup>ゆう</sup>を<sup>と</sup>げ<sup>り</sup>朝<sup>てう</sup>敵<sup>てき</sup>を<sup>た</sup>し<sup>り</sup>け

又<sup>また</sup>武<sup>ぶ</sup>衛<sup>ゑい</sup>家<sup>か</sup>勳<sup>くん</sup>を<sup>殊</sup>殊<sup>じゆ</sup>尉<sup>ゑい</sup>寸<sup>すん</sup>及<sup>およ</sup>大<sup>だい</sup>合<sup>あ</sup>戦<sup>せん</sup>計<sup>けい</sup>  
略<sup>りやく</sup>軍<sup>ぐん</sup>功<sup>こう</sup>は<sup>お</sup>と<sup>し</sup>莫<sup>もく</sup>大<sup>だい</sup>な<sup>ら</sup>け<sup>り</sup>の<sup>ゆ</sup>大<sup>だい</sup>勳<sup>くん</sup>を<sup>と</sup>り<sup>て</sup>  
其<sup>その</sup>志<sup>し</sup>を<sup>如</sup>如<sup>じゆ</sup>南<sup>なん</sup>東<sup>とう</sup>武<sup>ぶ</sup>士<sup>し</sup>を<sup>推</sup>推<sup>すい</sup>尊<sup>そん</sup>て<sup>仰</sup>仰<sup>やう</sup>て<sup>は</sup>  
自<sup>おの</sup>ら<sup>し</sup>め<sup>り</sup>の<sup>ゆ</sup>風<sup>ふう</sup>を<sup>と</sup>り<sup>て</sup>其<sup>その</sup>名<sup>な</sup>目<sup>め</sup>域<sup>いき</sup>を<sup>と</sup>り<sup>て</sup>延<sup>えん</sup>尉<sup>ゑい</sup>  
を<sup>義</sup>義<sup>ぎ</sup>左<sup>さ</sup>馬<sup>ま</sup>次<sup>じ</sup>義<sup>ぎ</sup>朝<sup>てう</sup>を<sup>と</sup>り<sup>て</sup>家<sup>か</sup>督<sup>とく</sup>を<sup>相</sup>相<sup>さう</sup>つ<sup>と</sup>す  
天<sup>てん</sup>下<sup>か</sup>武<sup>ぶ</sup>將<sup>じやう</sup>を<sup>と</sup>り<sup>て</sup>東<sup>とう</sup>國<sup>こく</sup>を<sup>管</sup>管<sup>くわん</sup>領<sup>りやう</sup>を<sup>と</sup>り<sup>て</sup>其<sup>その</sup>志<sup>し</sup>  
を<sup>如</sup>如<sup>じゆ</sup>右<sup>う</sup>大<sup>だい</sup>將<sup>じやう</sup>征<sup>せい</sup>夷<sup>い</sup>將<sup>じやう</sup>軍<sup>ぐん</sup>を<sup>武</sup>武<sup>ぶ</sup>氏<sup>し</sup>に<sup>て</sup>  
東<sup>とう</sup>照<sup>てう</sup>大<sup>だい</sup>權<sup>けん</sup>現<sup>げん</sup>を<sup>と</sup>り<sup>て</sup>其<sup>その</sup>名<sup>な</sup>目<sup>め</sup>域<sup>いき</sup>を<sup>と</sup>り<sup>て</sup>延<sup>えん</sup>尉<sup>ゑい</sup>  
を<sup>義</sup>義<sup>ぎ</sup>左<sup>さ</sup>馬<sup>ま</sup>次<sup>じ</sup>義<sup>ぎ</sup>朝<sup>てう</sup>を<sup>と</sup>り<sup>て</sup>家<sup>か</sup>督<sup>とく</sup>を<sup>相</sup>相<sup>さう</sup>つ<sup>と</sup>す

義綱

其正流めく源氏の嫡家なら義家子孫  
繁栄のえらふと何事あはさるるなりとて

貞茂次郎

鳥羽院天仁元年二月義綱は弟義光ひそ  
くよその姪義忠をよろす時、義綱虚名をか  
うかつく陳じり事ありしをすきて甲賀の山  
またてごりつ六條判官為義宣旨をかりて  
てをせむ義綱降参しこれ依後國に配流

義光

寸長兼元年配所めく自害

新羅三郎 子孫おが— 別巻よかんころ

義宗

兵庫允 左兵衛尉 早世

義親

母ハ三河守隆長にむすめ  
五位上 対馬守 左兵衛尉

堀河院康和二年遷勅元寇より後て出雲國  
小左遷せしむ

鳥羽院御宇天仁元年平正盛勅をうけ  
たまたら出雲國より遷移す義親討死

義國

母中宮亮有綱のむすめ

式部丞 常刀 加賀介 従五位下

近東院御宇久安六年下野國より下向す

且利の里に居たり是利式部大夫と号す  
又荒加賀入道と号す

同御宇仁平四年二月十六日薨す  
同御宇久壽二年六月廿六日卒す

義忠

左兵衛尉 左兼門尉 常刀長

鳥羽院御宇天仁元年二月麻嶋之節に

そふ志のび入る義忠をうしむるす實は  
叔父義光より為なり

為義

左束門尉

従五位下

六條判官

義家の家督をけぐ一説に義親が子なり

義家を養て子とす 頼朝卿祖 御事別巻に

義時

陸奥五郎

左兵束尉

石河と号す

義隆

陸奥六郎

森冠者と号す

二條院冲宇平治元年源義朝東國より赴

時義隆をよきこふ花越とて討死

義重

母上野公敦基がしすめ

新田右衛門 九條院判官代 従五位下

左束門尉 大炊助 上野四よ右侍

判官として上西と号す

高倉院冲宇治兼四年源頼朝義兵を起

し平家を退治する時關東なるを静置せす

義重し回<sup>こ</sup>りて兵<sup>へい</sup>を起<sup>おこ</sup>し上野<sup>じやうの</sup>圓寺<sup>えんじ</sup>尾<sup>お</sup>の城<sup>しろ</sup>  
より寸<sup>すん</sup>義家<sup>ぎけ</sup>の嫡孫<sup>ちやくそん</sup>なるゆ<sup>ゆ</sup>にみづ<sup>みづ</sup>に我家<sup>わがや</sup>  
を建<sup>た</sup>立<sup>た</sup>せんとす<sup>す</sup>る心<sup>こころ</sup>より<sup>より</sup>ち<sup>ち</sup>を<sup>を</sup>め<sup>め</sup>ら<sup>ら</sup>れ<sup>れ</sup>物<sup>もの</sup>  
のま<sup>ま</sup>に<sup>に</sup>ま<sup>ま</sup>に<sup>に</sup>お<sup>お</sup>こ<sup>こ</sup>して<sup>して</sup>福<sup>ふく</sup>倉<sup>くら</sup>と<sup>と</sup>す<sup>す</sup>  
ち御<sup>ご</sup>門<sup>もん</sup>院<sup>えん</sup>御<sup>ご</sup>宇<sup>う</sup>建<sup>た</sup>仁<sup>に</sup>二年<sup>に</sup>正月<sup>しげつ</sup>十四<sup>じゅうし</sup>日<sup>にち</sup>卒<sup>すつ</sup>寸<sup>すん</sup>  
年<sup>ねん</sup>六<sup>む</sup>十<sup>じゅう</sup>八<sup>はち</sup>  
平政<sup>たいしやう</sup>子<sup>こ</sup>頼<sup>らゐ</sup>家<sup>け</sup>の軍<sup>ぐん</sup>よ  
る<sup>る</sup>て<sup>て</sup>御<sup>ご</sup>宇<sup>う</sup>に<sup>に</sup>お<sup>お</sup>こ<sup>こ</sup>して<sup>して</sup>上<sup>かみ</sup>西<sup>さい</sup>の<sup>の</sup>源<sup>げん</sup>氏<sup>し</sup>の<sup>の</sup>  
遺<sup>い</sup>老<sup>らう</sup>武<sup>ぶ</sup>家<sup>け</sup>の<sup>の</sup>要<sup>よう</sup>領<sup>りやう</sup>なら<sup>ら</sup>ま<sup>ま</sup>す

慶長十六年三月廿二日

東照大権現御先祖の十申の事をおりて  
執<sup>しやく</sup>奏<sup>そう</sup>ま<sup>ま</sup>し<sup>し</sup>く<sup>く</sup>な<sup>な</sup>れ<sup>れ</sup>ど<sup>ど</sup>別<sup>べつ</sup>勅<sup>ちやく</sup>許<sup>きょ</sup>有<sup>あ</sup>り<sup>り</sup>鎮<sup>ちん</sup>守<sup>しゆ</sup>府<sup>ふ</sup>  
将<sup>しやう</sup>軍<sup>ぐん</sup>の<sup>の</sup>号<sup>ごう</sup>を<sup>を</sup>義<sup>ぎ</sup>重<sup>じゆう</sup>よ<sup>よ</sup>と<sup>と</sup>し<sup>し</sup>り<sup>り</sup>たま<sup>ま</sup>ふ

義康

且利新判官 昇殿  
尊氏卿祖 子孫盤多なら別巻にのり

季邦

八條院院人

義範

太郎之郎

伊豆守

山名と号す

義俊

右衛門

大新田と号す

里見田中等此祖

義兼

一名義康

新田之郎

曾喜門院院人

大炊助 小新田と号す

義重が家督をつぐ

義貞朝臣の祖

義季

得川四郎

徳川之郎

文治四年正月頼朝卿官授之儀(系譜)

此時義季危はす

建久元年十一月日六日二月頼朝卿

上洛の時騎馬あはく随兵

経義

額戸之郎

義光

新田冠者

義佐

小四郎

女子

源太義平の室

頼有

得川四郎右衛門

下野守

頼氏

世良田源四郎

之河守

没五徳

新田之河前司

鎌倉の軍者系頼嗣同將軍家子親王

はく北条時頼と回つて子に柳宮の暇

近て結番成となり建長弘長に成り

軍器墨系活るびり取し出御の時頼氏

毎度危儀す

有氏ありうぢ

世良田せらだの小次郎

遠江守

教氏のうぢ

世良田せらだの次郎

満氏みつぢ

江田えだ之郎

家時いへとき

又次郎

満義みつぎ

赤次郎

政義せいぎ

右京亮

義秋よしか

親李ちかき

修理亮

有親ちか

左京亮

親氏ちかぢ

松平太郎左衛門尉

初徳河内と号す

此時初て之河内松平の郷に移居す  
 其年四月廿日逝去  
 芳壽院殿俊山徳公卿

恭親たかみち

太郎左衛門尉

世良田之河守

之河内代

けとす初く墨橋の城をまつとすにけす

其年九月廿二日逝去

良祥院殿秀岸祐令

信光

和泉守 河内岩津の城に移す

後又河内安城より移す一説は親忠の時

安城より移すといふ又岩津より移す

或はいとも岩津の城をその男紀伊守光重

より移す

長享二年七月廿二日(推古)

崇岳院殿月堂信光又信光明寺と申す

信廣

太郎左衛門尉 信光の庶兄なり

子孫未だ知らず

益親

勝親

遠江守 法名道長

法名道長

家久

出雲守

家弘

筑前守

久親

備中守

守家

右京亮

竹谷と号す

玄蕃頭清昌の祖

親忠

右京亮

大樹寺を建立す

明應二年十月十二日寺部に城を築き日守

昌龍

伊保の城を之宅か領守家の城を中條出羽守  
八草の城を於次宗左衛門上野の城を河津孫次郎  
等の子竹騎を引ぬる岩波に出法寸親忠  
僅に千餘騎を以て井田に出くしり以て致す  
大井の川敵を以てく敗小す  
明應九年八月十日逝去  
松安院敵大龍西忠

親直

固情守

與嗣

嗣一ノ副ノ作

佐渡守

形原ノ号

長持守康信ノ祖

光重

紀伊守

子孫未ノ名

光英

八郎右衛門尉

元芳

赤之郎

外記忠實 主殿歌忠房ノ祖

光親

次郎右衛門 子孫未ノ名

家勝

兵作守

親正

修理進

此亦信光ノ子多ノおとせ男女同十餘人

親長

岩津太郎

兼元

源次郎

大徳と号す

和泉守兼光此禮

長親

次郎之郎

初名忠次

出雲守

義人整

永正三年八月廿二日駿河の今川氏五ヶ國に  
軍勢一万餘人をひらきより一之河國へ發向  
す長親五百餘騎を引ひて矢橋河をこり

親房

玄蕃助

随分補と号す

合戦す今川が兵部を遣りて入て吉田  
の城を引りてより牧野古白を以て是を守り  
しめ諸將を引く駿河の河より四年十月二日  
長親兵を出し吉田の城をせめ破ら古白を  
びし一族七十餘人をうちとり  
天文十三年八月廿二日逝去年九十餘  
棹舟院殿一閑道院 又高月院と申す

近譽

知恩院代持

親光

刑部

親良

兵庫入道

信乘

長家

之節次郎

安城左馬助 一溪道者と号す

天文九年六月六日安城にて討死

張忠

右京亮

康忠

基六郎 月峯秀光と号す

長家と目し安城めり討死

信忠

次郎之節 花人 世侍中と号す

壮年少く家督を清康君に譲大溪に隠居

享祿四年七月廿七日(推去)

安栖院殿泰孝道忠

親感

三郎次郎 右京亮 福鎌と号す

筑後守康盛、祖なり

信定

与一内膳正 或いよく信定、親感の兄

なり 橋井と号す

万助忠政、祖なり

義春

甚太郎 右京亮 東條と号す

弘治二年之河内日近、討死 時、二月二十日

貞嚴顯松と号す

家忠

甚太郎 雪峯旭映と号す

利長

新田部 友井と号す

山城守忠國が祖なり

清康

世良田次郎之節

大永三年十三歳めく父の儀をうく

同六年山仲城をせめしむ是倚り城に移住す

享禄二年五月廿八日之河田下地めく合戦

味方利なりしてちりく 清康君二ふし

率を上げしといふみりんで戦く河敵

の将牧野傳次傳亮を誅して吉田の城をり

同年之別よお強し科野郷めく尾川の兵

と合戦し勝利をぬし今年尾傳の

城をり

同之年の別宇利の城をせめく徳若氏と

あひたふ

天文二年三月廿日若津へ發向し廣瀬の

城をり之宅太弟に耐りしびし寺弟の城を

終る日向守と戦ひ勝て敵敗小す

信孝

同年十二月廿四日御母信濃共と合戦  
大井勝て敵の首三千餘級を討ち  
同四年十二月五日尾張國森山の陣御  
本阿ら 吾徳院殿年叟道南と号す

虎人

天文十七年四月十五日之河内菅生河  
矢よりく死す 啓岳道雲と号す  
子孫未だ知らず

康孝

十郎之郎

禮翁善忠と号す

